告

毎週火・金曜日発行

### 目 次

ページ

### 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(一五四・河川砂防課)………1

○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

イ

示

五三·流通貿易課) .....

# 秋田県告示第百五十三号

項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったの き、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づ

田

秋

配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項 し、これを述べることができる。 の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため

平成二十一年四月三日

秋田県知事 寺 Ш 典 城

## 届出事項の概要

- 株式会社ジョイス 代表取締役 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号 小苅米 秀 樹
- 仙北郡美郷町南町字南高野六番外 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス仙南店
- 変更した事項 大規模小売店舗の所在地

変更前

変更後 仙北郡仙南村大字南町字南高野六番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者 仙北郡美郷町南町字南高野六番外

- 変更前
- 岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号 株式会社ジョイス 代表取締役 小苅米 淳
- 岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号 株式会社ジョイス 代表取締役 小苅米 秀 樹
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者 変更前
- 株式会社ジョイス 代表取締役 小苅米 淳

岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号

- 株式会社ジョイス 代表取締役 変更後 小苅米 秀 樹
- 岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号 有限会社仁科 代表取締役 高橋

橋

横手市寿町十一番三十五号

仙北郡美郷町六郷字熊野百十番地

## 変更の年月日

(四)

- (2) 大規模小売店舗を設置する者 平成十六年十一月一日 大規模小売店舗の所在地
- (3) 株式会社ジョイス 大規模小売店舗において小売業を行う者 平成二十一年一月六日
- 平成二十一年一月六日外
- (<u>Fi</u>.) 変更する理由
- 大規模小売店舗の所在地 市町村合併による表示変更のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者 代表者変更のため
- 届出年月日 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者 小売業者の入れ替え等のため
- 関係書類の縦覧場所及び期間 縦覧場所

平成二十一年三月二十五日

美郷町役場 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 商工観光交流課

縦覧期間

四 意見書の提出先 平成二十一年四月三日から平成二十一年八月三日まで

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易

意見書に添付する書面に記載すべき事項

- 意見を述べる者の氏名及び住所
- 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- 意見を述べる理由

# 秋田県告示第百五十四号

地崩壊危険区域として指定する。 法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年

平成二十一年四月三日

秋田県知事 寺  $\mathbb{H}$ 典 城

**二·号	D 垃 名	文 或 ろ
音内堀廻字世ノ沢 音内堀廻字世ノ沢 番勝郡羽後町西馬 雄勝郡羽後町西馬 を	郡市 町村 大字 字	区
五〇・五一・五二番合併 る。) 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 る。)、三番一、三番一 る。)、四番一、三番一 る。)、四番一、三番二 る。)、四番一、四番一 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 部(次の図に示す部分 る。)、五番三の一部(次 図に示す部分に限る。) 三八番の一部(次の図に示す部分 に示す部分に限る。)	地	
大の図に示す部分に限 、四番二、四番四、四番二の一次の図に示す部分に限る。)、二番二の一に限る。)、二番二の一に限る。)、二番二の一次の図に示す部分に限かの図に示す部分に限かの図に示す部分に限かの図に示す部分に限る。)、五番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番七の一部(次の図に示す部分に限る。)、三九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、三九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、四〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、三九番の回に示す部分に限る。)、三九番の回に示す部分に限る。)、二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	番	域

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷

者

秋田市山王四丁目一番一号